



2022年度 壬生野地域まちづくり協議会の “まちづくり委員”を募集します《一般公募枠》



壬生野地域まちづくり協議会では、2022(令和4)年度のまちづくり委員(一般公募枠)を募集します。

(*自治会等から推薦される、地区推薦枠とは別枠です。)

皆さんの地域に対する思いや、これまでの経験を今後の「まちづくり活動」に活かしてみませんか?

下記の募集内容をご覧ください、ご応募ください。

壬生野地域まちづくり協議会発足から18年が経過しました。その間、市町村合併を機に地域の自治を取巻く施策は幾度も見直され住民自治の役割には大きな変化を迫られています。

令和4年4月からは、支所機能が抜本的に見直され多くの業務が本庁業務となるうえに日宿直が廃止され時間外の業務受付は本庁のみとなります。また、いがまち公民館も廃止され生涯学習に係る業務は、まちづくり協議会への委託業務となります。このような状況のなか令和4年度から地区市民センターの指定管理が制度化され、市内8箇所の自治協では自治センター化されます。今後の地域自治の経営はコミュニティや経営手法・手段等が大きなウエイトを持つこととなります。

壬生野地域では地域安全活動の拡充や生活支援の充実。誰もが移動可能な地域交通の確保や人権が尊重されるまちづくり。獣害対策を施し恵まれた自然を活かした農産物の栽培。地域の伝統文化継承や生涯学習・生涯スポーツによる生きがいづくりなど様々な分野でのコミュニティビジネスの可能性を探るとともに壬生野地域と連携する団体との交流を深めていくことが不可欠となります。

一緒に活動いただける“まちづくり委員(一般公募枠)”にたくさんの応募をお待ちしています。

♪ 募集内容 ♪



募集委員：今回募集するのは、2022年度壬生野地域まちづくり協議会の“まちづくり委員”です。

まちづくり委員は部会に所属し、年間6~7回開催される部会に出席するとともに、まちづくり協議会が主催・共催する事業に参画して頂きます。(報酬等はありません。)

部会選考：部会は①地域安全部会、②人権・男女共同参画部会、③生活・環境保全部会、④健康福祉部会、⑤産業振興・交流部会、⑥教育文化・スポーツ部会、⑦壬生野若者会議のなかから選択して下さい。

募集定員：上記の7部会とも、若干名とします。(定員を超えた場合は第2希望で再審査します。)

応募資格：壬生野地域に在住(お住まい)または在勤(壬生野地域に関するお仕事)している方。

応募方法：応募者の、①氏名、②住所(在勤の方は勤務先所在地)、③電話番号(日中連絡がつく番号)、④希望する部会(第1希望・第2希望を記入)、⑤応募の動機(200字程度)を任意様式(A4)に記載して3月25日(金)までに壬生野地区市民センターに提出下さい。



伊賀市行政説明会が開催されました♪♪



2月10日(木)並びに2月16日(水)に行政説明会が開催されました。
説明会での主な内容を次のとおりお伝えします。

令和4年4月から支所機能(組織・業務)が見直されるとともに各地区 市民センターに生涯学習支援員が配置されます 【2月10日(木)】

◎支所設置の目的

住民自治組織と住民自治活動の充実を積極的に支援する機関として支所を継続し、住民自治協推進の担当職員を配置します。また、各種証明書の発行や申請書受付等の取次業務を行うなど、地域の行政窓口としての機能を持つこととなります。



◎支所機能の見直しで一部業務の取扱いが変更されます(振興課・住民福祉課は廃止されます)

●継続されるもの

住民自治の推進、自治協・自治会の支援、地区市民センターの管理、地域防災、税・住民票・戸籍・印鑑証明等の発行、市民生活相談など

*支所の日宿直が廃止されるため、時間外の事務取扱は本庁守衛室での扱いとなります。
(例:埋火葬の許可及び火葬場の予約は休日・夜間は支所では受付できなくなります。)

●本庁業務に移行、または取次となるもの

固定資産台帳の閲覧、交通安全街頭啓発、民生委員・児童委員の推薦、原動機付自転車等の標識交付、行政バス運行、防犯協会、観光振興・公共土木・農林関係の申請など

◎いがまち公民館が廃止され、生涯学習支援員が地区市民センターに配置されます。

●生涯学習支援員の配置にかかる業務

実施業務は地域まちづくり計画に基づく事業とし、①安全と防災・防犯に関する事業
②健康・福祉に関する事業、③環境・美化に関する事業、④人権教育に関する事業が
重点事業となります。

新堂駅周辺整備事業の概要説明がありました【2月16日(水)】

◎伊賀市の新堂駅前整備計画

- 1.伊賀支所の移転
(伊賀支所及び東部サテライトの機能)
- 2.いがまち図書室の移転
(DMG 図書館の併設)

◎DMG 森精機の新堂駅周辺地域整備計画

- 1.ワイナリー・ブドウ畑
- 2.周辺環境の整備
- 3.新堂駅前複合施設
行政機関、金融機関、公益的施設(予定)、
図書館、公衆便所など



《地域の参加者からの意見》

- ・市有地を民間に譲渡し、民間が建設した建物へ行政機関が入るとのことですが、一般住民が駅前ロータリーや駐車場、行政施設を永久的に利用できますか？
- ・工事中のJR新堂駅利用はどのようになりますか？(トイレ、通路の利用など)
- ・JR新堂駅を利用する阿山地域や大山田地域への説明は行いましたか？

壬生野地域まちづくり協議会 臨時総会を開催しました

2月16日(水)壬生野地区市民センターに於いて、まちづくり協議会臨時総会を開催しました。臨時総会は感染症対策を講じ縮小体制での開催となりました。提案されました令和3年度一般会計補正予算(案)、特別会計予算(案)、壬生野地域まちづくり協議会規約改正(案)は承認されました。



【提出議案の内容】

- 第1号議案 令和3年度一般会計補正予算(案)について
- 第2号議案 令和3年度地域絆づくり事業特別会計予算(案)について
- 第3号議案 壬生野地域まちづくり協議会規約改正(案)について

【議案提出の経緯】

令和3年度に入り、“”市民生活”や“まちづくり協議会”を取巻く環境に大きな変化が訪れました。令和4年4月から支所(伊賀支所)機能が見直されます。また、地区公民館(いがまち公民館)が廃止となり地区市民センターに生涯学習支援員が配置され地域の生涯学習活動が図られます。

更に、市では地区市民センターの指定管理者制度として自治センター化が図られ、令和4年度から市内8ヶ所の地区市民センターが自治センターとなります。また、平成31年度から見直しが行われた地域包括交付金も年々減少しており、今一度、壬生野地域の将来を見据えることが必要とされます。

【提出議案の説明】

- ◆◆第1号議案 令和3年度一般会計補正予算(案)について◆◆
- ◆◆第2号議案 令和3年度地域絆づくり事業特別会計予算(案)について◆◆

- ①地域包括交付金の減少を受け、防災訓練や獣害対策については工夫を凝らし補助金を受けて事業展開しており、補助金等の収入見込額を計上しました。また、いがまち3地域のまちづくり協議会が協働して行う、地域絆づくり事業は特別会計としました。(収入補正額470千円)
- ②防犯防災備品の購入を目的として昨年度から備品購入基金を設置しています。今回は当初予算からの積立金増額を計上しました。(補正額200千円)
- ③生涯学習支援員配置にかかる初度備品及び事務備品の更新。(補正額400千円)
- ④地域絆づくり事業特別会計への繰出金を増額しました。(補正額90千円)
- ⑤各部会活動費等の決算見込額を精査しました。(補正額△220千円)

- ◆◆第3号議案 壬生野地域まちづくり協議会規約改正(案)について◆◆

地域自治を取巻く時流の変化に対応するため、地域のニーズを適宜洗い出し、様々な地域課題を迅速に解決することを目的に、広い視野をもって活動することや効率的な組織運営を図ることができるよう役員会の機能及び部会構成を見直しました。また、協議会の付属機関として、壬生野小学校防犯ネットワーク会議及び地域福祉ネットワーク会議を位置付けました。

*臨時総会資料は、各自活会から組回覧しています。



まちづくり協議会からのお知らせ



◎当面のスケジュール

月日(曜日)	行 事 名	摘 要
3月1日(火)	広報誌等発送日(3月号)	コミュニティ壬生野 191号発行
2月16日 ~3月15日	所得税等の確定申告 *3月11日(金)は伊賀支所から送迎バスあり	ゆめドーム上野 第2競技場
3月2~3日	所得税等の確定申告	いがまち保健福祉センター
3月1~7日	春季全国火災予防運動	
3月4日(金)	第12回役員会 19:30~	壬生野地区市民センター
3月11日(金)	中学校卒業式	
3月13日(日)	三重県消防大会	三重県総合文化センター
3月18日(金)	小学校卒業式	
3月24日(金)	保育園卒園式	
3月25日(金)	小中学校修了式	
3月28日(月)	地区市民センター長会議	伊賀支所会議室
4月1日(金)	広報誌等発送日(4月号)	コミュニティ壬生野 192号発行
4月5日(火)	保育園入園式	
4月6日(水)	小中学校入学式・始業式	
4月6~15日	春の全国交通安全運動	
4月6日(水)	第1回役員会(新旧役員会)	*予定 壬生野地区市民センター
4月13~14日	第1回部会(全部会)	*予定 壬生野地区市民センター
4月20日(水)	狂犬病予防注射	壬生野地区市民センター
4月22日(金)	第1回運営委員会	*予定 壬生野地区市民センター
5月11日(水)	まちづくり協議会定期総会	*予定 壬生野地区市民センター

地区市民センターの使用許可申請について

地区市民センターは、地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的に設置されています。(伊賀市地区市民センター条例第1条)

壬生野地区市民センターでは、まちづくり協議会の拠点施設として役員会や部会、主催イベントの開催をはじめ、地域文化や芸術、健康スポーツなどの生涯学習活動にもご使用いただいています。

ご使用される方は、地区市民センター備え付けの『使用許可申請書』により窓口で受付して下さい。(電話での受付は致しません。また、使用許可申請は使用日の前月の初日からご予約頂けます。)

また、使用者の遵守事項として、使用時や使用後の施設及び使用備品等の点検や原状回復、火気等の安全確認が定められています。(伊賀市地区市民センター条例施行規則第3条・第4条)

この度、4月以降の使用に際し、使用許可申請時に、使用後の確認に係るチェックシートをお渡しさせていただきますので、使用後の部屋の清掃・消灯・冷暖房や、使用した椅子・机などの備品格納などチェックシートに基づいて実施いただき、お帰りの際に事務所に提出いただきますようお願いいたします。

*このスケジュールは2月22日現在の情報で作成していますので、最新の情報をご確認ください。

*まちづくり協議会の活動写真などは、HP(<http://www.mibunet.net>)でご覧いただけます。

◇◇◇◇ ご意見・お問い合わせ・投稿は、下記までお寄せください。 ◇◇◇◇

壬生野地域まちづくり協議会 広報誌事務局 TEL:45-8900

